

# 船員に適用される特定最低賃金の改正について (お知らせ)

令和5年3月17日

中部運輸局長は、最低賃金法第35条第3項及び第7項の規定に基づき、「中部内航鋼船運航業及び木船運航業」最低賃金、「中部海上旅客運送業」最低賃金、「中部漁業（沖合底びき網）」最低賃金及び、「中部漁業（大中型まき網）」最低賃金の改正を下記のとおり決定をしたので、お知らせします。

## ○最低賃金制度

最低賃金制度とは、国として一般に賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、賃金の最低額を定め、使用者はこの最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

船員の最低賃金は、海上労働の特殊性を考慮し、陸上労働者とは別に国土交通省令で定められており、その決定、改正等の手続きは、全国の最低賃金は交通政策審議会、地方では地方交通審議会の調査審議を経て、最低賃金額が決められています。

最低賃金額については、国土交通大臣権限、中部運輸局長権限があります。

## ○中部運輸局管内の船員の最低賃金についてのお問い合わせ先

中部運輸局海事振興部船員労政課 (Tel 052-952-8028)

## 記

## ○内航鋼船運航業及び木船運航業（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業を除く）

国土交通大臣権限		最低賃金額（月額）	効力が生ずる年月日	
(1) 鋼船（次に掲げるものを除く） ① 平水区域の船舶 ② 沿海区域の100G/T未満の船舶 ③ はしけ	職員 (注1)	251,750円 (235,300円)	令和5年2月19日	
	部員 (注2)	193,150円 (183,850円)		
	中部運輸局長権限			最低賃金額（月額）
				効力が生ずる年月日
(1) 平水区域の鋼船 (2) 沿海区域の100G/T未満の鋼船 (3) 木船	職員 (注1)	253,450円 (237,000円)	令和5年4月16日	
	部員 (注2)	194,950円 (185,650円)		

(注1) 職員で、船舶職員養成施設のうち特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者の額である。

(注2) 部員のうち海上履歴3年未満の額である。

次ページに続く

○海上旅客運送事業

国土交通大臣権限		最低賃金額（月額）	効力が生ずる年月日
(1) 遠洋及び近海区域の船舶 (2) 沿海区域の100G/T以上の船舶	職員 (注3)	248,350円 (194,250円)	令和5年2月19日
	部員	186,900円	
中部運輸局長権限		最低賃金額（月額）	効力が生ずる年月日
(1) 平水区域の船舶 (2) 沿海区域の100G/T未満の船舶 (3) 沿海区域の100G/T以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されているもの	職員	248,200円	令和5年4月16日
	部員	185,800円	

(注3) 事務部職員の額である。

○漁業

国土交通大臣権限		最低賃金額（月額） 1人歩船員（注4）	効力が生ずる年月日
(1) 漁業（かつお・まぐろ）の用に供する船舶		199,300円	令和5年1月25日
(2) 大型いか釣り漁業の用に供する船舶（200G/T以上）		203,300円	平成26年12月20日
中部運輸局長権限		最低賃金額（月額） 1人歩船員（注4）	効力が生ずる年月日
(1) 沖合底びき網漁業の用に供する船舶		208,000円	令和5年4月16日
(2) 大中型まき網漁業の用に供する船舶		205,750円	令和5年4月16日

(注4) 一人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定にあたって基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。

## 注1の職員

次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科 船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	4年6月
海員学校乗船実習科 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	4年
海上保安学校本科 海員学校インターンシップ課程（本科） 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	3年6月
海員学校専修科 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科 船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程 海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四） 海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	2年6月
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程 海員学校インターンシップ課程（専修科） 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	2年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月

## 注2の海上経歴3年未満の部員

この場合において、海上経歴を計算するときは、海員学校専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業者については3年を、その他の海員学校の卒業者又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業者についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業者については2年を、その他の高等学校卒業者については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

### 【最低賃金に算入しない賃金】

〔「中部内航鋼船運航業及び木船運航業」、「中部海上旅客運送業」〕

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

- (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

[「中部漁業（中合底びき網）」、「中部漁業（大中型まき網）」]

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われる作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

以上